

所得税法及び地方税法の寡婦（夫）規定の改正を求める意見書

所得税法の寡婦控除は1951年創設され、1981年に父子世帯にも拡大された。現在、寡婦（寡夫も同じ、以下略）の規定は、法律婚の経験が条件になっているため、婚姻歴のない未婚のひとり親は寡婦控除が適用されない。同じひとり親世帯で同じ手取り収入を得ていても、未婚の親に寡婦控除が適用されない結果、課税所得が高く計算され税負担が重くなっている。

昨年12月に厚生労働省から公表された全国ひとり親世帯等調査結果では母子世帯となった理由として「未婚の母」が8.7%と「死別」を上回った。母子世帯の平均年間収入は国民生活基礎調査による児童のいる世帯の約半分で、母親の平均年間就労収入では「死別」186万円、「離婚」205万円と比較し、「未婚」は177万円と低い水準となっている。

2013年には、婚外子に対する遺産相続分の差別を憲法違反とする最高裁決定が出され「父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されない」と判断しており、保育料などの寡婦控除のみなし適用を、本市も独自に実施してきている。

こうした中、今年度から内閣府と厚生労働省の事業として婚姻歴のない未婚のひとり親に、保育料など25事業で全国一律に寡婦控除のみなし適用が始まる。

しかし、所得税や住民税、国民年金保険料の免除、給付型奨学金の給付など不利益が残されたままであり、より根本的な差別を是正し、不公平をなくすための改善をすべきである。

まずは、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する税制上の対応について検討をすすめることが必要である。

よって、国においては、寡婦の適用対象を未婚のひとり親まで拡大する所得税法及び地方税法の改正について、議論を加速することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成30年6月25日

川口市議会 議長

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長
様